

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/6/1号 (No. 694)

=====

○ 法律・法規等

1. 安徽省、知財保護・促進条例を可決 2026年8月施行へ(中国保護知識産権網 2026年5月27日)

○ 中央政府の動き

1. 中国国家知識産権局とロシア連邦知的財産庁、知的財産協力覚書を締結(国家知識産権網 2026年5月27日)

2. 中ロ知財当局トップ会談 協力拡大と実務連携の深化を確認(国家知識産権網 2026年5月27日)

3. 中ロ市場監督当局、独占禁止と競争政策分野の協力覚書を締結(国家市場監督総局公式サイト 2026年5月25日)

4. 国家知識産権局、「専利紛争の行政裁決及び調停に関する取扱指針」意見募集稿を公表(国家知識産権網 2026年5月25日)

5. 知的財産サービス業の拡充・高度化へ 国務院が推進方針(中国知識産権资讯网 2026年5月22日)

6. 中国商標局、「画像による画像検索」機能を商標検索システムに導入(中国知識産権资讯网 2026年5月22日)

7. 中国、特許の「実用化」へ官民連携 知財エコシステムの構築加速(国家知識産権網 2026年5月22日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、知的財産保護センターと仲裁機関が協力協定を締結(国家知識産権戦略網 2026年5月22日)

【華南地域】

2. 広西と海南が知的財産運営協力プラットフォームを開設(中国保護知識産権網 2026年5月25日)

3. 広西、知的財産のデジタル協同保護を推進 企業のリスク対応を効率化(中国知識産権资讯网 2026年5月22日)

4. 深セン、知財金融の総合実証を推進 新たな行動計画を策定(国家知識産権網 2026年5月22日)

○ 司法関連の動き

1. 安徽省、知財仲裁強化へ 17 施策 技術革新と産業高度化を支援(中国保護知識産権網 2026年5月27日)

2. 「新質生産力」を法で支える 最高法院が「十五五」司法戦略を提示(最高人民法院公式サイト)

2026年5月27日)

3. 上海知財法院、商標侵害事件を集中審理 悪質侵害への賠償強化鮮明に(上海知識産権法院 Wechat 公式アカウント 2026年5月25日)

4. WIPO 営業秘密判例データベースに中国判決 13 件を収録 米国と並び最多(最高人民法院公式サイト 2026年5月20日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国の革新薬開発が新段階 海外提携と投資拡大続く(中国知識産権资讯网 2026年5月28日)

2. 衛星測位システム「北斗」が大規模産業化段階へ、2025年の総生産額 1.3 兆元超(中国知識産権资讯网 2026年5月27日)

3. WIPO 世界知的財産グローバル賞、中国企業 6 社が最終候補入り(中国知識産権资讯网 2026年5月25日)

○ 統計関連

1. 中国、1～4月の知的財産統計を公表 特許登録は 29.5 万件(中国知識産権资讯网 2026年5月27日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 安徽省、知財保護・促進条例を可決 2026年8月施行へ★★★

安徽省第 14 期人民代表大会常務委員会第 24 回会議は 5 月 22 日、「安徽省知的財産保護・促進条例」(以下、条例)を可決した。条例は 8 月 1 日に施行され、知的財産の創出から活用、保護に至る全過程を支える制度基盤となる。

条例は全 5 章 40 条で構成され、行政保護と司法保護、政府監督と業界の自主規律、企業自治と社会監督を組み合わせた多層的な知財保護体制を構築する。共同取締りや迅速な協同調査メカニズムを整備するほか、ブロックチェーンやタイムスタンプなど電子証拠技術の活用を推進し、権利侵害への対応力向上を図る。

また、行政裁決、調停、仲裁、訴訟を円滑につなぐ紛争解決制度を整備し、知財技術調査官制度の運用も明確化した。電子商取引プラットフォームや展示会には、侵害申立てへの迅速処理体制の整備を求めている。

さらに、公共サービス体系の強化や技術輸出時の知財審査ルール整備、専利導航(特許ナビゲーション)プロジェクトの成果データベースの構築も盛り込んだ。産業政策や地域戦略への活用を進め、研究成果の社会実装を後押しする。

安徽省は今回の条例を通じ、知財強国戦略の具体化とともにビジネス環境の改善、イノベーション活力の向上、高品質な経済発展につなげる考えである。

(出典：中国保護知識産権網 2026年5月27日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202605/1996272.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国国家知識産権局とロシア連邦知的財産庁、知的財産協力覚書を締結★★★

5月20日、中国の習近平国家主席とロシアのプーチン大統領の同席の下、「中国国家知識産権局とロシア連邦知的財産庁との協力に関する了解覚書」が北京の人民大会堂で締結された。中国国家知識産権局の申長雨局長とロシア連邦知的財産庁のユーリ・ズボフ長官がそれぞれ代表として署名した。

同了解覚書に基づき、中ロ両国は知的財産分野における協力を一層深化させ、共同発展を推進する方針である。

(出典：国家知識産権網 2026年5月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/5/27/art_53_206555.html

★★★2. 中ロ知財当局トップ会談 協力拡大と実務連携の深化を確認★★★

中国国家知識産権局の申長雨局長は21日、北京を訪問したロシア連邦知的財産庁のユーリ・ズボフ長官一行と会談した。

申局長は、両国首脳との戦略的指導の下、両機関の協力が緊密かつ継続的に深化し、多くの成果を挙げてきたと指摘。直近に締結された知的財産協力に関する「了解覚書(MOU)」に基づき、交流と協力をさらに拡大・深化させ、両国の科学技術イノベーションと経済発展を支えていきたいとの期待を示した。

これに対しズボフ長官は、中国が知的財産の創出、保護、活用などの分野で顕著な成果を上げていることを高く評価。これまでの協力の進展を踏まえ、今後も対話と交流を強化し、協力分野を一層拡大していく意向を表明した。

会談では両者は、中露両国の知的財産政策の最新動向や、二国間およびBRICS枠組みにおける知的財産協力、企業向け知的財産サービスなどについて意見を交わした。会談には、ロシア側のヴィクトリア・ガルコフスカヤ副長官をはじめ、双方の関係部門責任者が同席した。

(出典：国家知識産権網 2026年5月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/5/27/art_53_206553.html

★★★3. 中ロ市場監督当局、独占禁止と競争政策分野の協力覚書を締結★★★

中国国家市場監督管理総局の羅文局長は5月20日、ロシア連邦反独占庁のマクシム・シヤスコリスキー長官と「中華人民共和国国家市場監督管理総局とロシア連邦反独占庁との了解覚書(2026～2027年)」に署名した。

同覚書は中国とロシアの両国政府間の独占禁止法執行および競争政策分野における協力協定の具

体化を目的とするものである。独占禁止、不正競争防止、広告分野に関する情報交換を進めるほか、個別事案における法執行協力や国境地域での連携強化などを盛り込み、両国経済の健全かつ秩序ある発展を促進するとしている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2026年5月25日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_d95f9606c1b74756b1da32ddf03a95be.html

★★★4. 国家知識産権局、「専利紛争の行政裁決及び調停に関する取扱指針」意見募集稿を公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は5月25日、「専利紛争の行政裁決及び調停に関する取扱指針（意見募集案）」を公表し、一般向け意見募集を開始した。知財保護の強化に関する国の方針を踏まえ、法に基づく行政を一層推進し、専利権者および社会一般の正当な権益を保護するとともに、専利紛争に関する行政裁決と調停業務の規範化を図ることが目的である。

「取扱指針」は、行政裁決制度の充実を図り、専利紛争に係る行政裁決及び調停業務を標準化する観点から、これまでの専利紛争処理実務を踏まえて起草された。行政裁決および調停の手続や実体判断の基準をさらに具体化し、事件処理の規範化を進めることで、権利者の正当な権益の保護と社会公共の利益との均衡を図る内容となっている。

国家知識産権局はあわせて、「取扱指針」の起草説明も公表した。関係機関や社会各方面からの意見は6月9日まで電子メール（zhifa@cnipa.gov.cn）で受け付けるとしている。

(出典：国家知識産権網 2026年5月25日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/5/25/art_78_206533.html

★★★5. 知的財産サービス業の拡充・高度化へ 国務院が推進方針★★★

中国国務院はこのほど「サービス業の能力拡充と質の向上に関する意見」を公布し、知的財産サービス業の拡充・高度化に向けた方針を示した。知的財産戦略コンサルティングや特許ナビゲーション、高価値特許の選別、重点産業の патент プール整備などを通じ、サービス水準の向上や涉外リスク対応力の強化を図る。

2024年末時点で中国の知的財産サービス機関は10万社を超え、従業者数は110万人以上、年間売上高は2940億元（1元は約23.5円）に達した。代理、法律、運用、情報、コンサルティングを含む包括的なサービス体系が形成されている。

国家知識産権局（CNIPA）は近年、業界の整備と発展を並行して進めており、代理業界の是正や外国特許代理機関の誘致、地域間協力支援などを実施してきた。国内の特許出願における代理利用率は95%を超え、商標登録出願でも約9割に達している。

今後は、特許代理人の継続教育制度の整備や涉外人材の育成を通じて専門性と国際性を高めるとともに、多様で質の高い知的財産サービスの供給を強化し、イノベーションと産業発展を支える基盤としての役割を一層高める方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年5月22日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146807

★★★6. 中国商標局、「画像による画像検索」機能を商標検索システムに導入★★★

国家知識産権局（CNIPA）商標局は5月22日、中国商標網の「商標オンライン検索システム」において、「画像による画像検索」機能を正式に公開した。利用者は商標画像をアップロードすることで図形商標の類似性を直接検索できるようになった。

利用方法は簡便で、「商標類似検索」メニュー内の「自動検索—検索方式」から「以図搜図（画像による画像検索）」を選択し、所定の形式の商標画像をアップロードすることで検索を行う。対応形式はpng、jpeg、jpgで、画像サイズは2MB以下に限られる。

商標局は近年、商標審査と人工知能技術の融合を進めており、図形商標の類似性判断に向けて、商標インテリジェント画像検索システムのアルゴリズムや画像認識能力を継続的に改善してきた。要素解析、類型判別、特徴抽出、対象特定を含む図形商標のAI識別システムを構築し、図形商標の類似検索に対する利用者ニーズへの対応を強化している。

今回の新機能は商標データとAI技術を活用し、図形商標検索の課題解決を図る取り組みの一環である。検索のハードルを大幅に下げることによって、商標出願の効率向上とオンライン公共サービスの充実につなげ、事業者や一般利用者の利便性向上が期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年5月22日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146836

★★★7. 中国、特許の「実用化」へ官民連携 知財エコシステムの構築加速★★★

特許の円滑な社会実装を目指す「特許転化運用特別行動」の展開以降、官民連携による効率的な知的財産エコシステムが急速に構築されている。中国国家知識産権局は関係部門と連携し、「政府誘導・企業主導・多元協働」を原則に運用体制の最適化と金融サービスの拡充を推進している。

同局は現在、13の機能型プラットフォームを中核とし、6つの地域センター、65の産業センターを結ぶ全国ネットワークを形成した。これらのプラットフォームは直近2年間で特許の譲渡・ライセンス・質入れを累計約8000件仲介し、取引総額は500億元（1元は約23.5円）を突破した。

また、技術取引所や各種運用プラットフォーム間の相互接続を強化している。国家統一技術取引サービスプラットフォームや大学科技园などと連動し、需給マッチングから評価、投融资、保険までを網羅する「オンライン・オフライン融合型」の活用ネットワークが実用段階に入っている。

制度面でも刷新が進む。専利法改正により導入された「特許開放許諾制度」は、特許権者があらかじめ条件を公開することで不特定多数へ簡便にライセンスできる仕組みだ。導入後、全国で3万2800件の特許が開放許諾を宣言し、既に2万1600件の契約が成立した。

同局は今後も取引ルールの整備やデータ監視を継続し、業界別ライセンス料の公表、評価指針の標準化を通じて透明性の高い市場環境を確立していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2026年5月22日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/5/22/art_55_206462.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、知的財産保護センターと仲裁機関が協力協定を締結★★★

北京市知的財産保護センターはこのほど、北京仲裁委員会と「知的財産保護協力協定 3.0」を締結し、知財紛争の多元的解決メカニズムを一層整備するとともに、首都における知的財産の大保護体制の強化を図る方針を示した。

今回の協定では従来の協力成果を踏まえ、連携の仕組みと対象分野をさらに拡充した。具体的には調停と仲裁の接続強化による紛争解決の効率化、涉外・重大事案における調停協力の推進、技術調査官や鑑定・公証資源の共有を通じた専門的仲裁支援体制の整備などの重点分野で協力を深化させる。

また、データ知的財産保護に関する連携も進め、関連ルールの研究や実務交流を共同で展開するほか、共同研究や情報共有を強化し、仲裁・調停の活用促進に向けた普及啓発にも取り組む。

北京市知的財産保護センターは今後、行政保護、仲裁判断、調停サービスの円滑な連携をさらに進め、涉外知的財産紛争への対応力を高めるとともに、データ知的財産など先端分野における制度整備と実践を加速させる方針である。利便性が高く、専門的で国際水準に対応した全段階の知的財産保護体系を構築し、ビジネス環境の最適化と首都の高品質な発展を支えていくとしている。

(出典：国家知識産権戦略網 2026 年 5 月 22 日)

<https://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57498>

【華南地域】

★★★2. 広西と海南が知的財産運営協力プラットフォームを開設★★★

広西チワン族自治区市場監督管理局（知識産権局）はこのほど、「広西・海南知的財産運営協力プラットフォーム」を正式に開設した。両地域の知的財産分野における交流と協力を深化させ、海南自由貿易港の建設や、東南アジア諸国連合（ASEAN）に向けた開放協力拠点の構築を後押しするのが狙いである。

同プラットフォームは、広西知的財産発展研究センターと三亜崖州湾科技城ハイテク区が共同で構築したもので、種苗産業などを重点分野に位置付け、高価値特許の実用化促進と知的財産協力体制の強化を図る。現在、世界の種苗関連特許 100 万件超と、広西・海南両地域の種苗特許 2100 件を収録。67 のイノベーション主体と 94 の知的財産サービス機関が参画している。

両地域は今後、連携をさらに強化し、サトウキビや林業などの重点産業における特許ナビゲーション成果の共有を進める。特許技術の地域間移転を促進し、高価値な知的財産の育成と活用を通じて、地域の質の高い経済発展を支えていく方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 5 月 25 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hainan/202605/1996230.html>

★★★3. 広西、知的財産のデジタル協同保護を推進 企業のリスク対応を効率化★★★

中国国家発展改革委員会（NDRC）がこのほど公表した「中国ビジネス環境発展報告（2026）」において、広西チワン族自治区による知的財産のデジタル・スマート協同保護メカニズムの構築がビジネス環境分野の地方優良事例として紹介された。

広西チワン族自治区は中国・ASEAN 知的財産データベースと司法判例データベースを基盤に、人工知能技術の活用を進め、「知的財産リスク・ワンクリック検索」ミニプログラムや知的財産のスマート診断ツールを導入した。類似事件の裁判要点を的確に提示することで、企業の潜在的な知的財産リスクの早期把握と事前対応を支援し、知的財産のデジタル協同保護体制を整備している。同メカニズムの導入以降、知的財産保護サービスの利用にかかる企業の時間コストは 70%削減され、リスク対応策の策定期間も従来の 15 日から 5 日へと大幅に短縮された。

広西チワン族自治区市場監督管理局は今後、調停、裁判、仲裁、渉外支援などの資源を一層統合し、海外 20 か所の知的財産サービス拠点と連携して協同保護体制を強化する方針である。中国語、英語、ベトナム語による渉外紛争対応窓口も設け、企業に対して全段階・多様な紛争解決サービスを提供し、高品質な発展を支えていくとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 5 月 22 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146817

★★★4. 深セン、知財金融の総合実証を推進 新たな行動計画を策定★★★

国家金融監督管理総局深セン監管局、深セン市知識産権局、深セン市地方金融管理局はこのほど、「深セン市における知的財産金融エコシステム総合試行推進行動計画（2026～2027 年）」を共同で公表した。知財と金融の融合を一段と進め、科学技術イノベーションを支える金融基盤の整備を加速する。

計画では、全国初の知財金融エコシステム総合試行都市としての先行優位を生かし、知財関連の政策体系、市場体系、サービス体系を一層充実させる方針を打ち出した。深センを知財分野の先進都市として発展させるとともに、グレートベイエリアの国際科学技術イノベーション拠点づくりを金融面から支える狙いである。

重点施策としては、まず知財公共サービスの強化を掲げ、質権設定登記サービスの向上や情報資源の共有、サービスプラットフォーム整備などを進める。また、知財金融サービスの先行モデル構築に向け、金融商品やサービスモデルの多様化を図るほか、知財保険の拡充、専門金融機関の育成、人材育成も推進する。さらに、知財取引や担保処分の円滑化を支える流通基盤の整備やリスク分担・補償制度の充実、銀行と企業のマッチング支援、深セン・香港間の知財協力強化も盛り込んだ。

深センは今回の行動計画を通じ、知財を媒介とした資金循環の仕組みを高度化し、産業・技術革新を支える新たな金融エコシステムの構築を目指す。

(出典：国家知識産権網 2026 年 5 月 22 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/5/22/art_57_206514.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 安徽省、知財仲裁強化へ17施策 技術革新と産業高度化を支援★★★

安徽省司法庁と省市場監督管理局はこのほど、共同で「知的財産仲裁業務の強化に関する若干措置」を公表した。計17項目の具体策を通じて、安徽省の地域発展戦略と新たな質の生産力の育成を支える方針である。

今回の措置では科学技術イノベーション分野への支援を重点に据え、優位性のある先端技術分野における知財仲裁のグリーンチャネルを整備する。大学や研究機関、国家実験室などへの仲裁サービス拠点設置を促進し、ワンストップ型の紛争解決体制を構築することで紛争の未然防止と早期対応を図る。

また、新エネルギー車や次世代情報技術など重点産業に対しては簡易手続きや迅速審理制度を導入し、企業の権利保護コストを抑えながらグリーン技術の実用化と産業高度化を後押しする。

対外開放分野では長江デルタ地域における知財仲裁協力を深化させるほか、自由貿易試験区での越境仲裁サービスを試行する。データ知財やデータ取引といった新領域にも対象を広げ、国際仲裁専門家の育成や国際交流の強化を進め、企業の海外展開を支援する。

さらに、知財仲裁センターや調停機関の整備、専門仲裁ルールの策定、行政執行や行政裁決との連携強化を通じ、知財紛争処理の専門性と実効性を高める考えである。

(出典：中国保護知識産権網 2026年5月27日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202605/1996270.html>

★★★2. 「新質生産力」を法で支える 最高法院が「十五五」司法戦略を提示★★★

国務院新聞弁公室は27日午前、「第十五次五カ年計画（十五五）」に関する記者会見を開催し、最高人民法院（最高裁）の劉貴祥専門審判委員会委員が法治国家の全面的な推進におけるこれまでの成果と今後の方針について説明した。

劉氏は、「十五五」計画綱要および「法治中国建設規画」において法治国家の推進に関する体系的な布石が打たれたことを説明した上で、今後は「法に基づく保護」「厳格な保護」「効率的な保護」を指針とし、新質生産力の発展を司法面から支える姿勢を強調した。

具体的には、まず知的財産権の保護強化を掲げ、悪質な侵害行為や反復的な権利侵害に対しては、証拠保全や行為保全、差止命令、懲罰的損害賠償などの制度を駆使し、違法行為に重い代償を科すとした。同時に、権利範囲の明確化や虚偽訴訟・悪意ある訴訟の是正にも取り組み、健全なイノベーション秩序の維持を図る構えだ。

また、デジタル経済などの新興産業に対しては人工知能（AI）やデータ財産権に関する司法保護の指針を策定し、データ取引やAI生成物の権利帰属に関する裁判基準を整備する方針を示した。

さらに、研究成果の社会実装の促進のため、技術契約や特許ライセンス、投融資・企業買収などに係る紛争に対する迅速な審理体制を強化する。契約遵守の原則を徹底し、債務不履行への責任追及を通じてイノベーション資源の円滑な流動と効率的な配分を担保するとした。

(出典：最高人民法院公式サイト 2026年5月27日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/501261.html>

★★★3. 上海知財法院、商標侵害事件を集中審理 悪質侵害への賠償強化鮮明に★★★

上海知識産権法院（知的財産裁判所）はこのほど、「栄耀（HONOR）」「MANNOL」「奔富」など著名ブランドを巡る複数の商標権侵害事件について集中的に審理・判決を行った。悪意あるブランドへの便乗や反復的・隠蔽的な侵害行為に対し、損害賠償責任を厳格に認定し、知的財産権保護の強化と公正な競争秩序の維持を重視する司法姿勢を鮮明に示した。

なかでも注目を集めたのが「栄耀」商標を巡る侵害訴訟である。原告の栄耀終端社が保有する登録商標「栄耀」は、スマートフォンやタブレット端末分野で高い知名度を有するとされている。同社は複数の企業が「栄耀」および「栄耀劍舞」の表示を付したノートパソコンをインターネット上で販売していたとして提訴し、懲罰的賠償の適用を求めた。

第一審では一部被告について侵害責任を認めず、主要被告 2 社に対し計 1200 万元（1 元は約 23.5 円）の賠償を命じた。一方で、争点となった標章が過去に登録商標であった経緯を踏まえ、懲罰的賠償の適用は見送られた。

これに対し栄耀側は控訴し、侵害行為の追加認定や侵害差止め、懲罰的賠償の適用を求めた。二審を担当した上海知識産権法院は、一審では十分に判断されていなかった「栄耀劍舞」の表示使用についても審理し、当該表示の単独使用自体が商標権侵害に当たると認定した。

さらに裁判所は、被告企業が対象商標の無効決定後も対象製品の製造・販売を継続していた点を重視した。過去に同種の侵害を巡って和解した経緯があり、商標権の安定性に疑義が生じ得ることを十分認識できたにもかかわらず販売を継続したことから、侵害の故意性は明白であると判断した。侵害利益の規模や継続性も考慮し、一部行為について懲罰的賠償を適用した。その結果、賠償総額は栄耀側の請求額である 3000 万元まで引き上げられ、控訴請求が全面的に認められた。

(出典：上海知識産権法院 Wechat 公式アカウント 2026 年 5 月 25 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/T295b6bUT5-1sDKpHfnwMQ>

★★★4. WIPO 営業秘密判例データベースに中国判決 13 件を収録 米国と並び最多★★★

世界知的所有権機関（WIPO）はこのほど、公式サイトで「WIPO Lex 営業秘密判例集（WIPO Lex Trade Secrets Case Law Collection）」データベースを公開し、中国の裁判所による営業秘密関連判決 13 件を収録した。収録件数は米国と並び最多となった。

WIPO は営業秘密が知的財産の中でも価値ある情報や競争優位性を保護する重要な分野であると位置づけている。同データベースは WIPO の専利・技術法部門と司法研究所が共同で構築したもので、各国・地域の代表的な司法判例を集約し、営業秘密保護における裁判所の役割への理解を深めることを目的としている。

現在、9 か国から計 66 件の裁判文書が収録されており、中国と米国が各 13 件で最多、インドが 12 件、ドイツが 11 件で続く。中国からは最高人民法院知的財産法廷の「天然プロテアーゼ 3」事案、「ゴム老化防止剤」事案、「自動車シャーシ」事案などに加え、地方裁判所による「反射材料」事案、「スマート検索アルゴリズム」事案などが選ばれた。

最高人民法院は今後も、WIPOなどの国際機関との連携を強化し、代表的な知的財産事案や裁判文書を継続的に提供する仕組みを整備する方針である。あわせて、各国の営業秘密保護に関する司法動向の研究を進め、高品質な発展と高水準の対外開放を支えていくとしている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2026年5月20日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/500561.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国の革新薬開発が新段階 海外提携と投資拡大続く★★★

中国の革新薬開発企業による海外展開が急速に拡大している。今年1～3月の海外ライセンス取引総額は600億ドル（1ドルは約159.3円）を突破し、2025年通年実績である1300億ドル超の半分近くに達した。中国企業は外資系製薬大手との提携を通じた「ライセンス輸出」から、自らグローバルな研究開発体制や海外市場網を構築する段階へと移行しつつある。

大型案件も相次いでいる。1月には石薬集団が英アストラゼネカと長時間作用型ペプチド医薬品および関連技術基盤を巡る提携を締結し、契約総額は最大185億ドルに上った。2月には信達生物が米イーライリリーと、がん・免疫分野における初期段階の共同研究開発を開始し、契約規模は最大88億5000万ドルに達した。

今回の海外進出では三つの特徴が目立つ。第一に、契約件数と規模の双方が拡大し、業界が「大型契約時代」に入った点である。近年は100億ドル規模を超える案件が相次ぎ、今年1～3月の契約一時金だけでも約33億ドルとなった。

第二に、提携段階の早期化である。2025年に海外ライセンスされた中国発革新薬の半数以上は前臨床段階または第I相試験段階にあり、作用機序が明確で標的の新規性に優れた初期創薬案件が多国籍製薬企業から高い関心を集めている。

第三に、提携モデルの多様化である。従来の単独ライセンス供与に加え、共同開発・共同販売（Co-Co）や新会社設立（NewCo）方式など、新たな協業形態が広がっている。

一方、多国籍製薬企業による中国投資も活発化している。アストラゼネカは上海・張江に細胞治療イノベーションセンターを設立し、ノバルティスは北京・昌平の生産拠点拡張に33億元（1元は約23.5円）超を追加投資する計画を公表した。独メルクも中国企業との新会社設立による新薬開発を模索している。

中国政府は「第15次五カ年計画」でバイオ医薬など戦略的新興産業の育成加速を掲げており、工業情報化部も「革新医薬」「デジタル医薬」「開放型医薬」の発展を推進し、中国発新薬の世界展開を後押しする方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年5月28日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146884

★★★2. 衛星測位システム「北斗」が大規模産業化段階へ、2025年の総生産額1.3兆元超★★★

中国衛星測位協会がこのほど公表した「2026中国北斗時空産業発展白書」によると、2025年の北

斗時空産業の総生産額は1兆3323億元（1元は約23.5円）に達した。このうち、産業基盤を支える衛星測位産業（北斗産業）は6290億元となり、前年比9.24%増と堅調な成長を維持した。

中国ではこれまで14年連続で衛星測位・位置情報サービス産業に関する白書を公表してきたが、今回初めて対象範囲を「北斗時空産業」へと拡大した。産業の評価軸を単なる測位サービスからより広範な時空情報サービスへと移行した点が特徴である。

白書によると、北斗時空産業は北斗衛星測位システムを中核にリモートセンシング地理情報、移動通信、屋内測位、慣性航法、ビジョンナビゲーション、地磁気測位などを融合した総合産業体系を指す。

過去1年、中国の北斗関連産業は「衛星ナビゲーション」中心の発展段階から「時空サービス」提供型へと進化した。技術融合の深化、利用シーンの多様化、産業エコシステムの拡充が進み、産業高度化も加速している。

技術面では「北斗+5G」「北斗+慣性航法」「北斗+屋内測位」「北斗+リモートセンシング」などの融合応用が広がり、地上と宇宙を一体化した高精度・高信頼の時空サービス基盤を形成している。加えて、中国はチップ、モジュール、アンテナ、端末、システム統合、応用サービスまでを含む完全な産業チェーンを構築しており、サプライチェーンの安定性と自主制御能力の向上を進めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年5月27日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146849

★★★3. WIPO 世界知的財産グローバル賞、中国企業6社が最終候補入り★★★

世界知的所有権機関（WIPO）の中国事務所は5月21日、WIPOが公表した2026年のWIPOグローバルアワードの最終候補33社に中国企業6社が選出され、国別で最多となったと明らかにした。

同賞は強力な知的財産戦略を活用して事業成長を実現している中小企業およびスタートアップ型企業を表彰するもので、事業モデルの実績、知的財産戦略、社会的価値創出の可能性などを基準に選考される。今年は126か国・地域から約1300件の応募があり、環境、健康、情報通信技術、食品・農業、クリエイティブ産業の5分野に加え、「知的財産とスポーツ」をテーマとする新設のスポーツ分野で審査が行われた。

中国からは環境分野でリチウム電池リサイクルの博萃循環（Botree）と、低コストの微生物由来バイオプラスチックを手がける微構工場（Phabuilder）が選出された。健康分野では人工知能による心血管診断技術を開発する脈流科技、耐性インフルエンザ治療薬を開発する衆生睿創（Raynovent）、肺組織再生技術を手がける吉美瑞生（Regend Therapeutics）が入った。情報通信技術分野では拡張現実対応のAIスマートグラスを開発する楽奇（Rokid）が候補入りした。

受賞企業は7月10日、ジュネーブで開催されるWIPO加盟国総会期間中に発表される。受賞者には知的財産と事業戦略に関する専門ワークショップや6か月間の個別メンタリングが提供される予定である。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年5月25日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/kjcx/202605/1996234.html>

○ 統計関連

★★★1. 中国、1～4月の知的財産統計を公表 特許登録は29.5万件★★★

国家知識産権局が公表した今年1～4月の知的財産関連統計によると、各分野で安定した伸びがみられた。

1～4月、特許の登録件数が29万5200件、実用新案が43万3400件、意匠が23万9600件となった。PCT国際特許出願の受理件数は2万4700件で、このうち中国国内からの出願が2万2300件で全体の90.1%を占め、海外からの出願は2441件で9.9%であった。

商標分野では登録件数が151万4800件に達し、このうち国内登録が147万7500件で97.5%、海外登録が3万7300件で2.5%を占めた。

地理的表示分野では地理的表示保護製品62件が認定され、地理的表示専用標章の使用を認められた事業主体は2513となった。また、地理的表示に関する団体商標・証明商標の登録が2件認可された。集積回路配置設計分野では登録申請件数が7460件、登録証発行件数が3345件となった。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年5月27日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146851

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved